

グループホームあうん 『利用者虐待防止マニュアル』

＜令和4年版＞

1. 『利用者虐待防止マニュアル』の目的

グループホームあうんを利用されている利用者が、毎日、生き生きとした暮らしが継続できるように、障害福祉サービスを提供している施設職員が決して行ってはならない虐待行為について整理し、法人としての虐待予防に向けた体制・取り組みを定める。

また、万が一虐待行為が発生した場合の法人としての対処方法を定める。

虐待行為は決して許されるものではないが、虐待防止に向けた取り組みを、提供する障害福祉サービスの質を高めるものであると位置づけ、法人・施設・事業所が前向きに取り組むための指針の一つとして考えていく。

2. 虐待の種類

	区 分	概 要	具体的内容例	対象職員への 刑罰対象
①	身体的虐待	身体に外傷が生じ、もしくは生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく身体を拘束すること。	・平手打ちにする・殴る・蹴る ・壁に叩きつける・つねる・正当な理由なき居室等への閉じ込め等	・傷害罪 ・暴行罪 ・逮捕監禁罪
②	性的虐待	わいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。	・性交・合理的理由なき性器への接触・本人の前でわいせつな言葉を発する等	・強制わいせつ罪 ・強姦罪
③	心理的虐待	著しい暴言、もしくは拒絶的な対応 または不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	・「バカ」「アホ」等の侮辱する言葉を浴びせる・大声で叱責する・仲間に入れない・話し掛けを無視する・人格をおとしめるような対応等	・脅迫罪 ・強要罪 ・名誉棄損罪 ・侮辱罪
④	ネグレスト (放棄・放任)	心身的に衰弱させるような減食または長時間の放置、粗悪な環境の放置、その他上記①～③の行為の放置等	・汚れた居室等を長時間放置する、健康状態が悪い利用者への必要な対応を怠る等	・保護責任者遺棄罪
⑤	経済的虐待	利用者の財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。	・年金や賃金を渡さない・不当な年金等の管理等	・窃盗罪 ・詐欺罪 ・横領罪

3. 不適切な行為

ここで扱う「不適切行為」は、「虐待行為」に対して『軽度である』という位置づけをすることが意図ではなく、提供する障害福祉施設サービスの質を向上させるための支援場面の具体的なポイントとして継続的に振り返りを行っていくために掲げた。

	区 分	内 容	理 由
⑥	不適切行為	①呼称を「～さん」付けしない	→子ども扱いや人格を軽視している状況であり、心理的虐待につながり易い。
		②利用者の近くでの申し送り・職員同士の会話	→他に聞こえて欲しくないことや“問題行動”等を話すことで、他に偏ったイメージを作る可能性がある。また、利用者の個人情報了他利用者の前で話してしまうことは、個人情報の流出となり得るため、細心の注意や配慮が必要。
		③その他、虐待行為区分①～④の行為とは言えないが、適切さに欠くと思われる行為。	→虐待とは言えないが、サービスの質の維持・向上の視点から適切さに欠いているため。

4. 虐待防止体制（法人虐待防止委員会の設置）

法人虐待防止委員会は、管理者とサービス管理責任者の人員で構成する。

責任者は、管理者とし、管理者は、外部講師の虐待防止研修を受け見識を広げた上で委員会メンバーのサービス管理責任者と対策を検討し、虐待防止に関わる提言や研修会の実施の取り組みの発案、助言等に関わることを、事業所の従業員に対して、行うものとする。

また、法人虐待防止委員会は、虐待行為・虐待疑い事象が発生した場合の情報収集と検討、市障害者虐待防止センターへの通報、通報後の対応を迅速に行うものとする。

5. 職員が虐待を発見した時の対処法について

虐待が起きたときは、管理者、サービス管理責任者の許可を得ることなく、発見者は、市の障害者虐待防止センターへの通報を行うものとする。

通報の電話番号は **046 (822) 8249** です。

また合わせて、管理者ならびにサービス管理責任者にも報告を行うものとする。

6. 具体的な取り組みについて

全従業員は、虐待の現場に遭遇した時、適切な行動ができるよう、いくつかの場面を、事前に想定しておき、その想定した内容を研修サイトから投稿することとする。